



# 鳥取県公報

平成18年3月31日(金)  
号外第73号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>人委規則</b>	地域手当に関する規則 (11) (給与課) .....	1
	調整手当に関する規則の全部改正に伴う関係人事委員会規則の 整備に関する規則 (12) (＃) .....	2
	最高の号級を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則 (13) (＃) .....	7
	平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則 (14) (＃) .....	10
	人事委員会の事務局長に対する事務委任規則及び人事委員会の事務の 専決及び代決規則の一部を改正する規則 (15) (任用課) .....	13
	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 (16) (給与課) .....	14
	警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (17) (＃) .....	15
	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (18) (＃) .....	26
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (19) (＃) .....	36

## 人事委員会規則

地域手当に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

### 鳥取県人事委員会規則第11号

#### 地域手当に関する規則

調整手当に関する規則 (昭和46年鳥取県人事委員会規則第5号) の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例 (昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。) 第9条の2及び第18条の規定に基づき、地域手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給地域)

第2条 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

(級地)

第3条 条例第9条の2第2項の地域手当の級地は、別表に定めるとおりとする。

(端数計算)

第4条 条例第9条の2第2項又は第9条の3の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、そ

の端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第16条、第16条の4第4項及び第5項並びに第16条の7第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

(支給方法)

第5条 地域手当の支給については、給料の支給方法に関する規定を準用する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、地域手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日までの間における条例第9条の2の規定による地域手当の支給割合)

2 平成22年3月31日までの間における条例第9条の2第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。

(平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合)

3 平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、100分の11とする。

附則別表 (附則第2項関係)

級地	支給割合
1級地	100分の13
2級地	100分の11
3級地	100分の11

別表 (第2条、第3条関係)

都府県	支給地域	級地
東京都	特別区	1級地
大阪府	大阪市	2級地
愛知県	名古屋市	3級地

調整手当に関する規則の全部改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

#### 鳥取県人事委員会規則第12号

調整手当に関する規則の全部改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

(休職者の給与)

第16条の2 略

2 前項の場合において、給与条例第12条の2第5号の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、それぞれ100分の70（生死不明等の原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害（外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により退職し引き続き在職する公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の災害又は通勤による災害を含む。）と認められるときにあっては、100分の100）を乗じて得たものとする。

(休職者の給与)

第16条の2 略

2 前項の場合において、給与条例第12条の2第5号の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当について、それぞれ100分の70（生死不明等の原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害（外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により退職し引き続き在職する公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の災害又は通勤による災害を含む。）と認められるときにあっては、100分の100）を乗じて得たものとする。

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(職の範囲)</p> <p>第2条 条例第7条の3第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職で次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる職以外の職で条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの</p>	<p>(職の範囲)</p> <p>第2条 条例第7条の3第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職で次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる職以外の職で条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署(同項の人事委員会規則で定める公署を除く。)に置かれるもの</p> <p>(4) 条例第9条の2の規定による調整手当の支給区分が乙地とされる地域に所在する公署(当該支</p>

(4) 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域に所在する公署に置かれる職

2 条例第7条の3第1項第2号に規定する職は、行政職給料表、教育職給料表(1)及び研究職給料表の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものとする。ただし、条例第7条の2第1項の規定に基づき管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)で指定する職で同規則の規定による管理職手当に係る区分が1種のを除く。

別表(第6条関係)

略
---

備考

1及び2 略

3 この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員をいう。

給区分が甲地とされる公署を除く。)又は当該支給区分が乙地とされる公署に置かれる職

(5) 条例第9条の2の規定による調整手当の支給区分が甲地とされる地域に所在する公署又は当該支給区分が甲地とされる公署に置かれる職

2 条例第7条の3第1項第2号に規定する職は、行政職給料表、教育職給料表(1)及び研究職給料表の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものとする。ただし、条例第7条の2第1項の規定に基づき管理職手当に関する規則(昭和33年10月鳥取県人事委員会規則第22号)で指定する職で同規則の規定による管理職手当に係る区分が1種のを除く。

別表(第6条関係)

略
---

備考

1及び2 略

3 この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

第3条 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

期間の区分	職員の区分				2項職員
	1種	2種	3種	4種	
	円	円	円	円	円
1年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000
1年以上2年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000
2年以上3年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000
3年以上4年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000
4年以上5年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000
5年以上6年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000
6年以上7年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	48,200
7年以上8年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	46,400
8年以上9年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	44,600
9年以上10年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	42,800
10年以上11年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	41,000
11年以上12年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	39,200

12年以上13年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	37,400
13年以上14年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	35,600
14年以上15年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	34,200
15年以上16年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	32,800
16年以上17年未満	302,500	264,500	212,700	98,500	31,400
17年以上18年未満	298,100	260,500	209,400	96,900	30,000
18年以上19年未満	293,700	256,500	206,100	95,300	28,600
19年以上20年未満	289,300	252,500	202,800	93,700	27,200
20年以上21年未満	284,900	248,500	199,500	92,100	25,800
21年以上22年未満	273,000	238,600	192,200	88,800	25,200
22年以上23年未満	260,800	228,500	184,700	85,100	24,600
23年以上24年未満	249,000	218,800	177,700	81,900	23,700
24年以上25年未満	237,100	208,800	170,300	78,200	23,100
25年以上26年未満	225,100	198,900	163,100	74,900	22,500
26年以上27年未満	210,000	185,200	152,000	70,000	21,900
27年以上28年未満	195,200	171,800	141,400	65,500	21,300
28年以上29年未満	180,300	158,400	130,600	61,100	20,600
29年以上30年未満	165,100	144,700	119,500	56,200	20,300
30年以上31年未満	147,800	129,800	108,000	51,500	19,900
31年以上32年未満	130,400	114,800	96,200	46,400	19,300
32年以上33年未満	113,300	100,100	84,800	41,900	18,500
33年以上34年未満	82,800	75,300	65,300	33,800	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	26,500	16,900

(職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 職員の旅費に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(期間内に旅費の精算又は過払金の返納をしなかった場合の取扱い)</p> <p>第13条 条例第13条第4項の規定により行う概算払に係る旅費額又は過払金に相当する金額の差し引きは、<u>職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)に規定する給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当若しくはこれらに相当する給与又は旅費の額から速やかに行うものとする。</u></p>	<p>(期間内に旅費の精算又は過払金の返納をしなかった場合の取扱い)</p> <p>第13条 条例第13条第4項の規定により行う概算払に係る旅費額又は過払金に相当する金額の差し引きは、<u>職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号)に規定する給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当若しくはこれらに相当する給与又は旅費の額から速やかに行うものとする。</u></p>

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第5条 特地勤務手当等に関する規則(昭和46年鳥取県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 略</p> <p>2 条例第11条の9第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日(以下「指定日」という。)前3年以内に<u>条例第10条第5項に規定する国家公務員等(次項において「<u>国家公務員等</u>」という。)</u>であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもとする。</p> <p>3 条例第11条の9第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が条例の適用を受けることとなった日に特地公署又は準特地公署に異動したもとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 条例第11条の9第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日(以下「指定日」という。)前3年以内に<u>条例第9条の4第2項に規定する国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもとする。</u></p> <p>3 条例第11条の9第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>条例第9条の4第2項に規定する国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が条例の適用を受けることとなった日に特地公署又は準特地公署に異動したもとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和63年鳥取県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前

(一般の派遣職員の給与の特例)

第3条 一般の派遣職員(条例第4条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。)の派遣の期間中の給与は、当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該職員の給料、扶養手当及び住居手当の月額合計額(以下「職員としての給与」という。)に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(報酬が月額以外で定められている場合にあっては、その額を月額に換算した額)との合計額(以下「報酬等の月額」という。)が、職員としての給与と当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」という。)であるとした場合に在在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定により支給されることとなる在勤基本手当及び配偶者手当の月額合計額(派遣先の機関から住居が無料で貸与されない場合にあっては、当該合計額に当該一般の派遣職員が所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給される住居手当の月額を加えた額)との合計額(以下「基準月額」という。)を下回る場合は、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合の区分に応じ、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

略

2～5 略

(一般の派遣職員の給与の特例)

第3条 一般の派遣職員(条例第4条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。)の派遣の期間中の給与は、当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該職員の給料、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額(以下「職員としての給与」という。)に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(報酬が月額以外で定められている場合にあっては、その額を月額に換算した額)との合計額(以下「報酬等の月額」という。)が、職員としての給与と当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」という。)であるとした場合に在在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定により支給されることとなる在勤基本手当及び配偶者手当の月額合計額(派遣先の機関から住居が無料で貸与されない場合にあっては、当該合計額に当該一般の派遣職員が所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給される住居手当の月額を加えた額)との合計額(以下「基準月額」という。)を下回る場合は、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合の区分に応じ、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

略

2～5 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第13号

最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第4条の規定に基づき、平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）別表第1から別表第5までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額（給与条例別表第3アの備考2又はイの備考2の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。）を受けていた職員（以下「最高の号給を超える職員」という。）の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第2条 最高の号給を超える職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。別表において「経過期間」という。）に応じて別表に定める号給
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 その者の切替日における職務の級における最高の号給

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、最高の号給を超える職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
		円				
4 級	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5 級	385,200	113	114	115	116	117
	383,000	109	110	111	112	113
6 級	385,600	113	114	115	116	117
	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
10級	513,000	37	38	39	40	41

## イ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額						
3 級	円						
	417,200		137	138	139	140	141
	419,900		141	141	142	142	143
4 級	422,600		143	143	144	144	145
	428,200		109	110	111	112	113
	431,000		113	114	115	116	117
5 級	433,800		117	118	119	120	121
	436,600		121	122	123	124	125
7 級	434,300		117	118	119	120	121
	437,300		121	122	123	124	125
8 級	465,800		77	78	79	80	81
	469,300		81	82	83	84	85
9 級	487,000		69	70	71	72	73
	500,900		53	54	55	56	57

## ウ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額						
2 級	円						
	457,000		129	130	131	132	133
3 級	459,800		133	134	135	136	137
	506,900		81	82	83	84	85
4 級	510,900		85	86	87	88	89
	528,900		41	42	43	44	45
	533,300		45	46	47	48	49

## エ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額						
2 級	円						
	443,200		141	142	143	144	145
3 級	445,600		145	146	147	148	149
	473,900		97	98	99	100	101
4 級	476,700		101	102	103	104	105
	501,800		41	42	43	44	45
	505,700		45	46	47	48	49

## オ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額						

2 級	円	113	114	115	116	117
	371,700					
	374,400	117	118	119	120	121
3 級	円	93	94	95	96	97
	440,100					
	443,400	97	98	99	100	101
4 級	円	77	78	79	80	81

## カ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
	円					
3 級	円	117	118	119	120	121
	368,400	121	122	123	124	125
	370,600					
4 級	円	101	102	103	104	105
	386,900	105	106	107	108	109
	389,500					
5 級	円	81	82	83	84	85

## キ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
	円					
2 級	円	149	150	151	152	153
	369,600	153	154	155	156	157
	371,800					
3 級	円	121	122	123	124	125
	396,600	125	126	127	128	129
	398,900					
4 級	円	105	106	107	108	109
	408,600	109	110	111	112	113
	411,000					
5 級	円	85	86	87	88	89
	428,900	89	90	91	92	93
	431,400					

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

## 鳥取県人事委員会規則第14号

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 平成18年改正条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）をいう。
- (2) 平成17年改正条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）をいう。
- (3) 改正前の初任給規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第20号）による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。）をいう。
- (4) 切替日 平成18年4月1日をいう。
- (5) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第4から別表第11までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (6) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（平成18年改正条例附則第2条の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成18年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級）をいう。
- (7) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
  - ア 休職にされていた期間
  - イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
  - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
  - エ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
  - オ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間
  - カ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間
  - キ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第15条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第13条第1項に規定する病気休暇の期間
  - ク 勤務時間条例第17条第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第15条第1項に規定する無給休暇の期間
  - ケ 職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第7号の場合における義務免除の期間
- (9) 復職時調整 初任給規則第17条の規定による号給の調整又は平成18年改正条例第5条による改正前の職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号。以下「改正前の育児休業条例」という。）第6条の規定による給料月額調整若しくは昇給期間の短縮をいう。
- (10) 再任用職員異動 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条又は県費負担教職員勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- (11) 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、職員以外の地方公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。
- (12) 主査等切替 平成17年改正条例附則第6項の規定により職務の級を定められることをいう。
- (13) 主任等切替 平成17年改正条例附則第11項の規定により職務の級を定められることをいう。  
(平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員)

第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- (5) 主査等切替又は主任等切替を受けた職員
- (6) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第7号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に初任給規則第9条又は第9条の2の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第5号から第7号までに掲げる場合を除く。） 切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成18年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級）に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の初任給規則第8条の5の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号及び第7号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第17条又は改正前の育児休業条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 再任用職員異動をした場合 平成18年改正条例第2条による改正前の職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職員異動後に地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第2条又は県費負担教職員勤務時間条例第2条の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間をそれぞれ勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）
- (5) 主査等切替を受けた場合（平成20年3月31日までの期間に限る。） 切替日の前日に主査等切替を受けたものとした場合に平成18年改正条例附則第15条の規定による改正前の平成17年改正条例（次号において「旧平成17年改正条例」という。）附則第7項又は第9項の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (6) 主任等切替を受けた場合（前号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては平成20年4月1日以降の期間に限る。） 切替日の前日に主任等切替を受けたものとした場合に旧平成17年改正条例附則第13項又は第15項の規定の例により同日において受けることとなる給料月額（前号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、主査等切替及び主任等切替を順次受けたものとした場合に旧平成17年改正条例附則第7項又は第9項及び第13項又は第15項の規定の例による給料月額）に相当する額
- (7) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額

が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして同条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の額に相当する額を、同条第3項の規定による給料として支給する。

(この規則により難しい場合の措置)

第6条 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則及び人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第15号

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則及び人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

第1条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(委任) 第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。 (1)～(36) 略 (37) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による公文書の開示請求に対する決定、期	(委任) 第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。 (1)～(36) 略 (37) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第7条第1項、第2項及び第4項の規定による公文書の開示請求に対する決定、期間の延長

間の延長の決定及び期間の延長の特例の決定をすること。 (38) 略	の決定及び期間の延長の特例の決定をすること。 (38) 略
--------------------------------------	----------------------------------

(人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部改正)

第2条 人事委員会の事務の専決及び代決規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
事務局長専決事項	次長専決事項	課長専決事項	事務局長専決事項	次長専決事項	課長専決事項
1～11 略 12 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による公文書の開示請求に対する決定、期間の延長の決定及び期間の延長の特例の決定 13 略	略		1～11 略 12 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第7条第1項、第2項及び第4項の規定による公文書の開示請求に対する決定、期間の延長の決定及び期間の延長の特例の決定 13 略	略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

**鳥取県人事委員会規則第16号**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前

(勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等)

第23条 略

2 給与条例第16条第2項に規定する人事委員会規則で定める時間数は、勤務時間条例第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条及び県費負担教職員勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とする。

3 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)に規定する特殊勤務手当のうち同条例第12条に規定する多学年学級担当手当及び同条例第17条に規定する夜間看護手当を除く特殊勤務手当並びに警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)第2条第1号から第19号までに規定する特殊勤務手当とする。ただし、当該手当が日によって定められたものである場合であって、当該手当の支給の対象となる勤務が、短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間のものである場合における当該手当を除く。

4 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額等)

第23条 略

2 給与条例第16条第1項及び第2項に規定する人事委員会規則で定める時間数は、勤務時間条例第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条及び県費負担教職員勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とする。

3 給与条例第16条第2項に規定する特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)に規定する特殊勤務手当のうち同条例第11条に規定する漁労手当、同条例第16条に規定する多学年学級担当手当及び同条例第24条に規定する夜間看護手当を除く特殊勤務手当並びに警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)第2条第1号に規定する特殊勤務手当とする。ただし、当該手当が日によって定められたものである場合であって、当該手当の支給の対象となる勤務が、短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間のものである場合における当該手当を除く。

4 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第17号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「削除別表」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示並びに削除条及び削除別表を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号。以下「条例」という。）の規定に基づき、警察職員の特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>(この規則の目的)</u></p> <p>第1条 この規則は、警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年7月鳥取県条例第40号。以下「条例」という。）の規定に基き、警察職員の特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(作業の範囲)</u></p> <p>第2条 条例第3条第1項各号に規定する作業のうち次の各号に掲げる作業の範囲は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 警ら作業 地域警察官が行う警ら作業（立ち番、見張り及び巡回連絡の作業を含む。）</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 警察活動のための自動車の運転作業 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車及び緊急な用務を遂行するための警察用自動車の運転作業</p> <p>(4) 無線電話による通信作業 無線電話局のうち、固定局、基地局又は移動局（携帯用無線機を用いるものを除く。）において行う警察無線電話による通信作業</p> <p>(5) 爆発物取扱作業 実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業</p> <p>(6) 特殊危険物質危険区域内作業 特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリドイソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又は</p>

- サリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。)による被害の危険がある区域内において行う作業(第10号に掲げる作業を除く。)
- (7) 潜水作業 潜水器具を着用して行う潜水作業
- (8) 航空機搭乗作業 航空機に搭乗して行う次に掲げる作業
- ア 航空機の操縦作業
- イ 航空機の整備作業
- ウ 捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締りその他の警察活動のための作業
- エ 教育訓練作業
- (9) 爆発物処理作業 爆発物容疑物件に接近して行う作業で人事委員会が定めるもの
- (10) 特殊危険物質処理作業 次に掲げる作業
- ア 特殊危険物質又はその疑いのある物質(以下「特殊危険物質等」という。)が発散し、若しくは漏えいしている状況下で行う救助活動又は被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動のための作業
- イ 特殊危険物質等の処理作業で人事委員会が定めるもの
- (11) 災害救助等作業 次に掲げる作業
- ア 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの
- イ アに掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業
- (12) 身辺警護等作業 皇族の警衛作業又は人事委員会が定める警護対象者の警護作業
- (13) 海外犯罪情報収集作業 日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集作業で人事委員会が定めるもの
- (14) 銃器犯罪捜査作業 防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる作業
- ア 銃器又は銃器と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当すると人事委員会が認める作業
- イ 銃器を所持する犯人の逮捕の作業
- ウ アに掲げる作業又はイに掲げる作業(銃器を使用した犯人の逮捕の作業に限る。)に付随し

て行う固定配置の作業

工 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業

(作業手当の額等)

第3条 条例第4条の人事委員会規則で定める作業手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業に従事することを常例とする警察職員 勤務1月につき1万100円

イ その他の警察職員 勤務1日につき560円

(2) 条例第3条第1項第2号に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 警ら作業に従事することを常例とする警察職員 勤務1月につき6,200円

イ その他の警察職員 勤務1日につき340円

(3) 条例第3条第1項第3号に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 現場における犯罪鑑識作業に従事する警察職員

(ア) 当該作業に従事することを常例とするもの 勤務1月につき1万100円

(イ) その他のもの 勤務1日につき560円

イ 現場以外における犯罪鑑識作業に従事する警察職員

(ア) 当該作業に従事することを常例とするもの 勤務1月につき5,100円

(イ) その他のもの 勤務1日につき280円

(3の2) 条例第3条第1項第4号に掲げる作業 勤務1日につき230円

(4) 条例第3条第1項第5号に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業に従事する警察職員、交通取締用自動車(自動二輪車を除く。)に乗車して行う交通取締

作業に従事する警察職員（高速道路交通警察隊の職員に限る。）又は交通捜査作業に従事する警察職員

(ア) これらの作業に従事することを常例とするもの 勤務1月につき1万100円

(イ) その他のもの 勤務1日につき560円

イ 交通取締作業に従事する警察職員（アに掲げるものを除く。） 勤務1日につき310円

(5) 条例第3条第1項第6号又は第13号の2に掲げる作業 勤務1日につき250円

(6) 条例第3条第1項第7号に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 検視を行う警察官（警視の階級にある者に限る。） 一体につき3,200円

イ その他の警察職員 勤務1日につき1,600円

(7) 条例第3条第1項第8号に掲げる作業 勤務1日につき330円

(8) 条例第3条第1項第9号、第11号又は第12号に掲げる作業 勤務1日につき230円

(8の2) 条例第3条第1項第10号に掲げる作業 勤務1日につき420円

(9) 条例第3条第1項第13号に掲げる作業 勤務1日につき460円

(10) 条例第3条第1項第14号に掲げる作業 勤務1時間につき、次に掲げる潜水深度の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 20メートルまで 310円

イ 30メートルまで 780円

ウ 30メートルを超えるととき 1,500円

(11) 条例第3条第1項第15号に掲げる作業 勤務1時間につき、次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 航空法（昭和27年法律第231号）第24条の規定による操縦士の資格を有する警察職員 5,100円

イ 航空法第24条の規定による航空整備士の資格を有する警察職員 2,200円

ウ その他の警察職員 1,900円

(12) 条例第3条第1項第16号に掲げる作業 勤務1回につき5,200円

(13) 条例第3条第1項第16号の2に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定

める額

ア 第2条第10号アに掲げる作業又は特殊危険物質等が発散し、若しくは漏えいしている状況下で同号イに掲げる作業に従事する警察職員 勤務1回につき5,200円

イ 特殊危険物資等が発散し、又は漏えいしていない状況下で第2条第10号イに掲げる作業に従事する警察職員 勤務1回につき2,600円

(14) 条例第3条第1項第17号に掲げる作業 勤務1日につき、次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第2条第11号アに掲げる作業に従事する警察職員 840円

イ 第2条第11号イに掲げる作業に従事する警察職員 840円の範囲内において人事委員会が定める額

(15) 条例第3条第1項第18号に掲げる作業 勤務1日につき、次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃(以下「天皇等」という。)の警衛作業に従事する警察職員 1万50円

イ その他の警察職員 640円

(16) 条例第3条第1項第19号に掲げる作業 勤務1日につき1,100円

(17) 条例第3条第1項第20号に掲げる作業 勤務1日につき、次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第2条第14号アに掲げる作業に従事する警察職員 1,640円

イ 第2条第14号イに掲げる作業に従事する警察職員 1,100円

ウ 第2条第14号アに掲げる作業に付随して行う同号ウに掲げる作業に従事する警察職員 1,100円

エ 第2条第14号イに掲げる作業に付随して行う同号ウに掲げる作業又は同号エに掲げる作業に従事する警察職員 820円

2 条例第3条第1項第1号から第3号まで又は第5号に掲げる作業に従事したときに支給する月額の仕事手当は、月の1日から末日までの間において当該仕事手当の支給される作業に従事する警察職員として勤務することとなっている日のうち次の各号に該

当する日を合算して得た日数が当該勤務することとなっている日の日数の2分の1を超える場合には、支給しない。

(1) 任命権者の承認を得ずして勤務しなかった日

(2) 休職（公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された同条第3項第1号に規定する派遣先団体若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により退職し引き続き在職する同条例第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病による場合を除く。）又は停職を命ぜられた期間中の日

3 次に掲げる作業に職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第4条の2に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合における作業手当（月によって定められたものに限る。）の額は、第1項第1号ア、第2号ア、第3号アの(ア)及びイの(ア)並びに第4号アの(ア)の規定にかかわらず、それぞれに規定する額<sub>ニ</sub>に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる作業

(2) 条例第3条第1項第2号に掲げる作業

(3) 条例第3条第1項第3号に掲げる作業

(4) 条例第3条第1項第5号に掲げる作業

4 条例第3条第1項第1号から第6号まで又は第8号から第13号の2までに掲げる作業に従事したときに支給する日額の作業手当の額は、作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は、それぞれ第1項に定める額に100分の60を乗じて得た額とする。

5 第3条第1項第14号に掲げる作業に従事したとき

に支給する作業手当の額は、月の1日から末日までの間における第1項第10号に掲げる潜水深度の区分ごとの時間数の合計に、それぞれ同号に定める額を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、同号に掲げる潜水深度の区分ごとの時間数の合計に10分に満たない端数時間があるとき又は当該時間数の合計が10分に満たないときは、当該端数時間又は当該時間数の合計を10分に切り上げて計算する。

6 月の1日から末日までの間における条例第3条第1項第15号に掲げる作業に従事したときに支給する作業手当の総額は、第1項第11号に定める額に80を乗じて得た額（条例第4条第7項の規定により加算する額（以下「加算額」という。）がある場合にあっては、その額に加算額を加えて得た額）に条例第4条第8項の規定により加算する額がある場合にあっては、その加算する額を加えて得た額を超えることができない。

7 月の1日から末日までの間における加算額の総額は、第1項第11号に定める額に100分の30を乗じて得た額に80を乗じて得た額を超えることができない。

8 月の1日から末日までの間における条例第3条第1項第15号に掲げる作業に従事したときに支給する作業手当の額を計算する場合において、当該期間における当該作業に従事した時間数の合計又は条例第4条第7項に規定する作業に従事した時間数の合計に1分に満たない端数時間があるときは、当該端数時間を切り捨てて計算する。

（月額の作業手当の支給を受ける警察職員に係る日額の作業手当の額）

第3条の2 条例第3条第1項第1号から第3号まで又は第5号に掲げる作業に係る月額の作業手当の支給を受ける警察職員が、同項第18号、第19号又は第20号に掲げる作業に従事した場合における当該作業に係る作業手当の額は、前条第1項の規定にかかわらず、勤務1日につき、警察職員の区分及び作業の区分に応じて別表に定める額とする。

（夜間特殊業務手当の額）

第4条 条例第6条の人事委員会規則で定める夜間特殊業務手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) その勤務時間が深夜（条例第5条に規定する深夜をいう。次号において同じ。）の全部を含む勤務 1,100円
- (2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務 730円（深夜における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、410円）

(死体取扱手当)

第2条 条例第8条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、警察本部刑事部捜査第一課に勤務する警視又は警部の階級にある者とする。

(通信指令手当)

第3条 条例第12条第1項の人事委員会規則で定める職員は、警察本部生活安全部通信指令課に勤務する職員とする。

(潜水手当)

第4条 条例第14条第1項に規定する潜水手当の額は、月の1日から末日までの間における同条第2項各号に掲げる潜水深度の区分ごとの時間数の合計に、それぞれ当該各号に定める額を乗じて得られる額の合計額とする。この場合において、同項各号に掲げる潜水深度の区分ごとの時間数の合計に10分に満たない端数時間があるとき又は当該時間数の合計が10分に満たないときは、当該端数時間又は当該時間数の合計を10分に切り上げて計算する。

(航空手当)

第5条 月の1日から末日までの間において条例第15条第1項第1号に規定する航空機の操縦の作業に従事した日数が7日未満である場合における同号に規定する航空手当の額は、当該作業に従事した日数が4日以上7日未満であるときにあっては100分の60を、1日以上4日未満であるときにあっては100分の30を、それぞれ同条第2項第1号に定める額に乗じて得られる額とする。

2 月の1日から末日までの間において条例第15条第1項第1号に規定する航空機の整備の作業に従事した日数が15日未満である場合における同号に規定する航空手当の額は、当該作業に従事した日数が8日以上15日未満であるときにあっては100分の60を、1日以上8日未満であるときにあっては100分の30

を、それぞれ同条第2項第2号に定める額に乗じて得られる額とする。

3 月の1日から末日までの間における条例第15条第1項第2号に規定する航空手当のうち同条第4項又は第5項の規定により加算する額（以下「加算額」という。）を除いたものの額は、同条第3項各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に80を乗じて得られる額を超えることができない。

4 月の1日から末日までの間における加算額は、条例第15条第3項各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に100分の30を乗じて得られる額に80を乗じて得られる額を超えることができない。

5 月の1日から末日までの間における条例第15条第3項から第5項までに規定する航空手当の額を計算する場合において、当該期間における当該各号に規定する作業に従事した時間数の合計に1分に満たない端数時間があるときは、当該端数時間を切り捨てて計算する。

(身辺警護手当)

第6条 条例第19条第1項第2号の人事委員会規則で定める者は、その身辺に危害が及ぶことが国の公安に係ることとなるおそれがある者とする。

(手当支給の特例)

第7条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得られる額とする。

(1) 犯罪予防・捜査手当（被疑者の逮捕の作業に従事したときを除く。）

(2) 警ら手当

(3) 犯罪鑑識手当

(4) 運転免許技能試験手当

(5) 交通捜査取締手当（被疑者の逮捕の作業に従事したときを除く。）

(6) 看守手当

(7) 警備艇運航手当

(8) 通信指令手当

(9) 特殊危険物質危険区域内作業手当

2 前項の作業に従事した時間には、条例第24条の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含むものとする。

(勤務実績簿)

第8条 警察本部長（その委任を受けた者を含む。）は、職員に対し条例第2条各号に掲げる特殊勤務手当が支給される作業又は業務を命じたときは、人事委員会が定める様式の特務勤務実績簿に所要事項を記入し、これを保管しなければならない。

(支給の方法)

第9条 特殊勤務手当は、月の1日から末日までを計算期間とし、次の各号に定めるところにより支給する。

(1) 月額の特務勤務手当は、当該計算期間における給料の支給期日に支給する。

(2) 略

2 略

(雑則)

第10条 略

(勤務実績簿)

第5条 警察本部長（その委任を受けた者を含む。）は、警察職員に対し条例第3条第1項各号に掲げる作業（月額の作業手当が支給される作業を除く。）又は条例第5条に規定する業務を命じたときは、人事委員会が定める様式の特務勤務実績簿に所要事項を記入し、これを保管しなければならない。

(支給の方法)

第6条 特殊勤務手当は、月の1日から末日までを計算期間とし、次の各号に定めるところにより支給する。

(1) 月額の作業手当は、当該計算期間における給料の支給期日に支給する。

(2) 略

2 略

(雑則)

第7条 略

別表（第3条の2関係）

作業の区分	条例第3条第1項第18号に掲げる作業		条例第3条第1項第19号に掲げる作業	条例第3条第1項第20号に掲げる作業			
	天皇等に依るもの	その他のもの		第2条第14号アに掲げる作業	第2条第14号イに掲げる作業	第2条第14号アに掲げる作業に付随して行う同号ウに掲げる作業	第2条第14号イに掲げる作業又は同号エに掲げる作業
警察職員の区分							
条例第3条第1項第1号若しくは第5号の作業又は同項第3号に掲げる作業のうち第3条第1項第3号アに掲げる作業に従事する警察職員	590円	80円	540円	1,080円	540円	540円	260円
条例第3条第1項第2号の作業に従事する警察	810円	300円	760円	1,300円	760円	760円	480円

職員							
条例第3条第1項第3号に掲げる作業のうち第3条第1項第3号イに掲げる作業に従事する警察職員	870円	360円	820円	1,360円	820円	820円	540円

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第18号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「削除別表」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等及び削除別表を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(趣旨)</u> 第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>(目的)</u> 第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年11月鳥取県条例第39号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(税務手当)</u> 第1条の2 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務（金融機関、官公署その他これに準ずる機関（以下「金融機関等」という。）</p>

を対象とする業務については、当該金融機関等が納税義務者、滞納者又は犯則嫌疑者に該当する場合に限る。)とする。

- (1) 滞納者、不申告者等に対する徴収又は折衝の業務
- (2) 県税に係る更正若しくは決定のための調査又はこれに準ずる県税の賦課徴収に関する調査に必要な質問又は検査の業務
- (3) 県税に関する犯則事件の調査に必要な質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えの業務
- (4) 滞納処分に係る財産の搜索又は差押え若しくは搬出の業務

(防疫等業務手当)

第2条 条例第4条第1項第1号の人事委員会の定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する1類感染症及び同条第3項に規定する2類感染症並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症とする。

2 条例第4条第1項第2号の人事委員会の定める伝染性疾病は、流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そとする。

(社会福祉業務手当)

第3条 条例第5条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる勤務箇所の区分に対応する同表の右欄に定める職員とする。

勤務箇所	職 員
福祉事務所	知的障害者福祉司並びに福祉支援課の保護係又は福祉総務課福祉係の係長及び社会福祉主事
身体障害者更生相談所	児童福祉司、身体障害者福祉司、心理判定員及び保健師
知的障害者更生相談所	児童福祉司、心理判定員及び保健師
児童相談所	児童福祉司、専ら児童に関する相談、指導等の業務に従事する社会福祉主事、心理療法士、心理判定員、児童指導員及び保健師
婦人相談所	児童福祉司、専ら要保護女子に関する相談、指導等の業務に従事する社会福祉主事、心理療法士、心理判定

(医療業務手当)

第2条 条例第7条第1項第1号の人事委員会規則で定める医師は、総合療育センターの院長、副院長、医長、副医長及び医師とする。

2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。

級の区分	職 種
1 級	総合療育センターの院長
2 級	総合療育センターの副院長、医長及び副医長のうち職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)別表第5医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの
3 級	総合療育センターの医長及び副医長のうち給与条例別表第5医療職給料表(1)の2級の職務にあるもの
4 級	精神保健福祉センター、保健所及び衛生環境研究所の所長
5 級	総合療育センターの医師並びに保健所の課長及び医長

員及び保健師

2 条例第5条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、査察指導員及び社会福祉主事とする。

3 条例第5条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、社会福祉主事並びに倉吉児童相談所及び米子児童相談所の次長とする。

(医療業務手当)

第4条 条例第8条第1項第1号の人事委員会規則で定める医師は、次項の表の右欄に定める職種にある医師(精神保健福祉センター、保健所及び衛生環境研究所の所長、並びに保健所の支所長、課長及び医長を除く。)とする。

2 条例第8条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。

級の区分	職 種
1 級	皆生小児療育センターの院長
2 級	皆生小児療育センターの副院長、医長及び副医長のうち医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの
3 級	皆生小児療育センターの医長及び副医長のうち医療職給料表(1)の2級の職務にあるもの
4 級	精神保健福祉センター、保健所及び衛生環境研究所の所長並びに保健所の支所長
5 級	皆生小児療育センターの医師並びに保健所の課長及び医長

(漁労手当)

第5条 漁労手当の額は、条例第11条第2項第1号又は第2号に定める額を漁労に従事した職員の支給割合の総数で除して得た額にそれぞれ当該職員の支給割合を乗じて得た額とする。

2 前項の職員の支給割合は、別表に定める範囲内で船長の内申により任命権者が決定するものとする。

(多学年学級担当手当)

第6条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める職員は、2以上の学年の児童又は生徒で編成されて

いる学級を引き続き1週間以上担当する教諭、助教諭及び講師とする。ただし次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第7条の規定に基づき給料の調整額を受ける者
- (2) 給与条例第7条の2の規定に基づき管理職手当を受ける者
- (3) 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数(通常の状態の1週間の担当授業時間数をいう。以下この項において同じ。)がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者
- (4) 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数が12時間に満たない者

(精神保健福祉業務手当)

第7条 条例第18条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談、指導等の業務で精神障害者に接して行うものに従事することを本務とする職員(医師である職員を除く。)とする。

(訓練指導手当)

第8条 条例第19条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる要件のすべてを満たす職員とする。

- (1) 担当する実技の訓練の時間数がその者の担当する学科及び実技の訓練の時間数の2分の1以上であること。
  - (2) 担当する学科及び実技の訓練の時間数と当該訓練に付随する業務に従事する時間数との合計がその者の勤務時間数の2分の1以上であること。
- 2 条例第19条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、生徒の実習指導を本務とする職員で次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。
- (1) 担当する実習の時間数がその者の担当する学科及び実習の時間数の2分の1以上であること。
  - (2) 担当する学科及び実習の時間数と当該学科及び実習に付随する業務に従事する時間数との合計がその者の勤務時間数の2分の1以上であること。
- 3 条例第19条第1項第4号の人事委員会規則で定め

る職員は、生徒の実習指導を本務とする職員とする。

(特殊自動車運転手当)

第9条 条例第20条第1項の人事委員会規則で定める特殊自動車は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) カタピラを有する自動車
- (2) 農耕作業用自動車（トラクターに限る。）
- (3) スピード・スプレヤー
- (4) コンバイン

(狂犬病予防等業務手当)

第10条 条例第23条第1項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。）第6条第2項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく犬の捕獲
- (2) 法第6条第9項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）又は第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分
- (3) 法第13条の規定に基づく犬の検診又は狂犬病の予防注射
- (4) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。次号において「動物愛護条例」という。）第17条第1項の規定による野犬等の収容（第1号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- (5) 動物愛護条例第18条第3項の規定による野犬等の殺処分（第2号に掲げる業務に該当するものを除く。）

(特殊現場作業手当)

第11条 条例第26条第1項第1号から第3号までの人事委員会規則で定める業務は、検査、測量、調査又は指導とする。

2 条例第26条第1項第5号の人事委員会規則で定める作業は、道路において行う作業で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 舗装の打換、カバーリング、パッチング又は路面の整正の作業
- (2) 橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、防護柵、分離帯、区画線又は道路標識の新設、改築、維持又は修繕の作業

(家畜保健衛生業務手当)

第11条の2 条例第27条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、所長及び病性鑑定室長以外の獣医師とする。

(有害物等取扱手当)

第12条 条例第28条第1項第1号の人事委員会規則で定める場所は、次項第1号に掲げる作業にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及びこれに類する工作物（以下この項において「建築物等」という。）で戸、窓等を密閉したものの内部とし、次項第2号に掲げる作業にあつては、建築物等の内部とする。

2 条例第28条第1項第1号の人事委員会規則で定める作業は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) クロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業（くん蒸箱又は小型消毒缶によるものを除く。）

(2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物又は劇物を取り扱う作業のうち大量のガスの発生を伴うもの。

3 条例第28条第1項第2号の人事委員会規則で定める有害な農薬は、毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物その他人体に有毒な成分を含有する農薬とする。

(環境衛生検査等業務手当)

第13条 条例第31条第1項第4号の人事委員会規則で定める公共用水域は、美保湾及び日本海沿岸海域とする。

(用地交渉手当)

第14条 条例第32条第1項の人事委員会規則で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

(1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この条において「法」という。）第77条の規定に基づく建築物等の移転又は除却のための折衝業務

(2) 法第78条の規定に基づく建築物等の移転又は除却に伴う損失補償のための折衝業務

(3) 法第79条の規定に基づく土地の使用のための折衝業務

(教員特殊業務手当)

第3条 条例第23条第2項第3号の人事委員会規則で定める時間は、同号の業務に従事した時間から正規の勤務時間を除いた時間とする。

(4) 法第98条の規定に基づく仮換地の指定のための折衝業務

(5) 法第101条の規定に基づく仮換地の指定等に伴う損失補償のための折衝業務

(6) 法第113条から第116条までの規定に基づく権利関係の調整のための折衝業務

(教員特殊業務手当)

第15条 条例第33条第1項の人事委員会規則で定める職員は、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の1級又は2級の職員とする。

2 条例第33条第1項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの

(3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第3条第1項に規定する週休日(以下「週休日」という。)若しくは給与条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等若しくは同条例第14条後段に規定する人事委員会規則で定める日(以下この項において「休日等」という。)に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの

(手当の支給の特例)

第4条 月の1日から末日までの間において次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数が15日未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が8日以上15日未満である場合にあっては、100分の60を、1日以上8日未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ条例に規定する額に乗じて得た額とする。

- (1) 児童生活支援業務手当
- (2) 医療業務手当 (条例第7条第1項第1号の業務に係るものに限る。)
- (3) と畜検査等業務手当
- (4) 教員特殊業務手当 (条例第23条第1項第7号及び第8号の業務に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員 (以下「短時間勤務職員」という。)が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの

3 条例第33条第2項の人事委員会規則で定める額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号アの業務 3,200円
- (2) 前項第1号イ及びウの業務 3,000円
- (3) 前項第2号及び第3号の業務 1,700円
- (4) 前項第4号の業務 1,200円
- (5) 前項第5号の業務 900円

(手当の支給の特例)

第16条 月の1日から末日までの間において次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数が15日未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が8日以上15日未満である場合にあっては、100分の60を、1日以上8日未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ条例に規定する額に乗じて得た額とする。

- (1) 社会福祉業務手当 (条例第5条第1項第1号の業務に係るものに限る。)
- (2) 医療業務手当 (条例第8条第1項第1号の業務に係るものに限る。)
- (3) 精神保健福祉業務手当 (条例第18条第1項第1号の業務に係るものに限る。)
- (4) 訓練指導手当 (条例第19条第1項第1号又は第3号の業務に係るものに限る。)
- (5) 家畜保健衛生業務手当 (条例第27条第1項第1号の業務に係るものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員 (以下「短時間勤務職員」という。)が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。

- (1) 社会福祉業務手当 (条例第5条第1項第1号の業務に係るものに限る。)
- (2) 医療業務手当 (条例第8条第1項第1号の業

3 略

4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。

(1) 困難折衝等業務手当 (積極的な加害意思を持った相手方に対し行われる業務に従事した場合を除く。)

(2) 防疫等業務手当 (条例第4条第1項第3号ア若しくはイ又は第4号の業務に係るものに限る。)

(3) 航海手当

(4) 略

(5) 狂犬病予防等業務手当 (条例第16条第1項第1号の業務に係るものに限る。)

(6) 特殊現場作業手当 (条例第19条第1項第3号イの業務に係るものを除く。)

(7) 家畜保健衛生業務手当 (条例第20条第1項第1号の業務に係るものに限る。)

(8) 有害物等取扱手当 (条例第21条第1項第2号の作業又は業務のうち毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物を含有する危険物以外の危険物に係るものに限る。)

(9) 略

(勤務実績簿)

第5条 略

(潜水手当等の額の計算方法)

第6条 月の1日から末日までの間における潜水手当

務に係るものに限る。)

(3) 精神保健福祉業務手当 (条例第18条第1項第1号の業務に係るものに限る。)

(4) 訓練指導手当 (条例第19条第1項第1号又は第3号の業務に係るものに限る。)

(5) 家畜保健衛生業務手当 (条例第27条第1項第1号の業務に係るものに限る。)

3 略

4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。

(1) 税務手当

(2) 防疫等業務手当 (条例第4条第1項第3号ア又はイの業務に係るものに限る。)

(3) 社会福祉業務手当 (条例第5条第1項第2号又は第3号の業務に係るものに限る。)

(4) 略

(5) 訓練指導手当 (条例第19条第1項第2号又は第4号の業務に係るものに限る。)

(6) 特殊自動車運転手当

(7) 爆発物検査手当

(8) 狂犬病予防等業務手当

(9) 特殊現場作業手当 (条例第26条第1項第4号の業務に係るものを除く。)

(10) 家畜保健衛生業務手当 (条例第27条第1項第2号の業務に係るものに限る。)

(11) 有害物等取扱手当 (条例第28条第1項第2号の作業又は業務のうち毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物を含有する農薬以外の農薬に係るものに限る。)

(12) 略

(13) 災害応急作業手当

(勤務実績簿)

第17条 略

(潜水手当等の額の計算方法)

第18条 月の1日から末日までの間における潜水手当

の額は、当該期間における条例第18条第2項に掲げる潜水深度の区分ごとの時間数の合計に、それぞれ同項に定める額を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、同項に掲げる潜水深度の区分ごとの時間数の合計に10分に満たない端数時間があるとき又は当該時間数の合計が10分に満たないときは、当該端数時間又は当該時間数の合計を10分に切り上げて計算する。

- 2 条例第24条第1項第3号に規定する手当の額を計算する場合において、月の1日から末日までの間における同号に掲げる業務に従事した時間数の合計又は同条第3項第2号に掲げる業務に従事した時間数の合計に1分に満たない端数時間があるときは、当該端数時間を切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第7条 略

- 2 前項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関しては、給料の支給方法に関する規定を準用する。

(雑則)

第8条 略

の額は、当該期間における条例第25条第2項に掲げる潜水深度の区分ごとの時間数の合計に、それぞれ同項に定める額を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、同項に掲げる潜水深度の区分ごとの時間数の合計に10分に満たない端数時間があるとき又は当該時間数の合計が10分に満たないときは、当該端数時間又は当該時間数の合計を10分に切り上げて計算する。

- 2 用地交渉手当の額を計算する場合において、月の1日から末日までの間における条例第32条第1項に掲げる業務に従事した時間数の合計に10分に満たない端数時間があるとき又は当該時間数の合計が10分に満たないときは、当該端数時間又は当該時間数の合計を10分に切り上げて計算する。

- 3 航空機搭乗業務手当の額を計算する場合において、月の1日から末日までの間における条例第37条第1項に掲げる業務に従事した時間数の合計又は同条第3項に掲げる業務に従事した時間数の合計に1分に満たない端数時間があるときは、当該端数時間を切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第19条 略

- 2 漁労手当は、前項の規定にかかわらず、1航海ごとに支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関しては、給料の支給方法に関する規定を準用する。

(雑則)

第20条

別表

1 試験船

職名	支給割合
船長	1.5以上2.0以内
機関長	1.2以上1.5以内
漁ろう長	1.5以上2.0以内
機関士 航海士 通信士	1.1以上1.3以内
船員	0.9以上1.1以内

2 実習船

職 名	支給割合
船長	3.0以上3.5以内
機関長	2.5以上2.8以内
通信長	1.5以上2.0以内
1等航海士	1.3以上1.7以内
1等機関士	1.2以上1.5以内
2等航海士	1.1以上1.3以内
2等機関士	1.1以上1.2以内
甲板長	1.2以上1.4以内
操機長	1.2以上1.3以内
司ちゅう長	1.0以上1.1以内
冷凍長	1.2以上1.3以内
操舵手	1.1以上1.2以内
操機手	1.0以上1.1以内
甲板員	0.8以上1.1以内
機関員	0.9以上1.1以内
司ちゅう員	0.8以上1.1以内

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第19号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(教育職給料表)	(教育職給料表)

第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

- (1) 略
- (2) 総務課の室長(県史編さん室の室長に限る。)  
及び専門員
- (3) 略
- (4) 総合事務所の文化財主事
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 皆成学園の専門指導員
- (8) 福祉相談センターの副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)
- (9) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、障害児教育室の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、副主幹(市町村振興を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹(人権推進又は同和教育を担当する者に限る。)及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びに全国スポーツ・レクリエーション祭推進室の副主幹(種目交流又は式典を担当する者に限る。)
- (10) 略
- (11) 図書館の郷土資料課長、収集・整理係長及び資料相談員
- (12) 略

- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

- (1) 略
- (2) 総務課の室長(県史編さん室の室長に限る。)  
及び専門員
- (3) 略
- (4) 総合事務所の文化財主事

第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

- (1) 略
- (2) 総務課の専門員
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、障害児教育室の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、同和教育係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びに全国スポーツ・レクリエーション祭準備室の副主幹(種目交流又は式典を担当する者に限る。)

- (7) 略
- (8) 図書館の郷土資料係長及び資料相談員
- (9) 略
- (10) 生涯学習センターの学習振興係長、学習情報係長、指導主事及び社会教育主事

- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

- (1) 略
- (2) 総務課の専門員
- (3) 略

- (5) 略
  - (6) 略
  - (7) 皆成学園の専門指導員
  - (8) 福祉相談センターの副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）
  - (9) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、障害児教育室の指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、副主幹（市町村振興を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（人権推進又は同和教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びに全国スポーツ・レクリエーション祭推進室の副主幹（種目交流又は式典を担当する者に限る。）
  - (10) 略
  - (11) 図書館の郷土資料課長、収集・整理係長及び資料相談員
  - (12) 教育局の係長、指導主事及び管理主事
  - (13) 略
  - (14) 略
  - (15) 略
  - (16) 略
- 4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

- (1)～(9) 略
- (10) 科学捜査研究所の所長、管理官、次席、所長補佐、科長及び研究員
- (11)及び(12) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

- (4) 略
  - (5) 略
  - (6) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、障害児教育室の指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、同和教育係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びに全国スポーツ・レクリエーション祭準備室の副主幹（種目交流又は式典を担当する者に限る。）
  - (7) 略
  - (8) 図書館の郷土資料係長及び資料相談員
  - (9) 教育事務所の係長、指導主事、社会教育主事及び管理主事
  - (10) 略
  - (11) 生涯学習センターの学習振興係長、学習情報係長、指導主事及び社会教育主事
  - (12) 略
  - (13) 略
  - (14) 略
- 4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

- (1)～(9) 略
- (10) 科学捜査研究所の所長、次席、所長補佐、科長及び研究員
- (11)及び(12) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所の局長、副局長、課長、  
医長、副医長及び医師

(2)及び(3) 略

(4) 略

(5) 福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、  
医務薬事課の課長、室長、医長、副医長及び医師、  
健康対策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生環境研究所の  
所長、室長及び研究員

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所生活環境局の局長及び副局長

(2) 総合事務所福祉保健局又は生活環境局の課長  
(技術吏員に限る。)、課長補佐 (技術吏員に限る。)、主幹(技術吏員に限る。)、係長 (技術吏員に限る。)、薬剤師、診療放射線技師、  
栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6)~(8) 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(1) 中部総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所の局長、副局長、課長、  
医長、副医長及び医師

(2)及び(3) 略

(4) 東部福祉保健局の局長、副局長、課長、医長、  
副医長及び医師

(5) 略

(6) 福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、  
医務薬事課の課長及び医師、健康対策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生  
環境研究所の所長、室長及び研究員

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 中部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局又は日野総合事務所福祉保健局の課長  
(技術吏員に限る。)、課長補佐 (技術吏員に限る。)、主幹(技術吏員に限る。)、係長 (技術吏員に限る。)、薬剤師、診療放射線技師、  
栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 東部福祉保健局の課長 (技術吏員に限る。)、課長補佐 (技術吏員に限る。)、主幹 (技術吏員に限る。)、係長 (技術吏員に限る。)、薬剤師、診療放射線技師、  
栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(6)~(8) 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 東部福祉保健局の看護師及び准看護師

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

